

高等学校等就学支援金制度について

久留米工業高等専門学校

1. 制度の概要

高等学校等就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

国立高等専門学校（第1学年～第3学年）の学生で「市町村民税所得割額」が 30万4200円（年収910万円程度）未満の世帯が就学支援金支給の対象となり、月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。支給期間は、原則として通算36月です。また、保護者（学生の親権者）の所得に応じて就学支援金の加算があります。

2. 就学支援金支給額（国立高等専門学校の場合）

※授業料は、年間234,600円（月額換算19,550円（a））です。

市町村民税所得割額 （保護者等合算額）	新制度（平成26年度入学生から適用）	
	就学支援金支給額(b)	授業料本人負担額(a)-(b)
30万4200円以上	月額 0円（支給なし）	月額 19,550円
15万4500円以上～30万4200円未満	月額 9,900円（一律支給のみ）	月額 9,650円
5万1300円以上～15万4500円未満	月額 14,850円（加算額 4,950円）	月額 4,700円
0円（非課税）～5万1300円未満	月額 19,550円（加算額 9,650円）	月額 0円

※就学支援金は学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額分については学生本人に負担していただくことになります。（上図参照）

※保護者全員（父母両方（収入が無くても必要））の市町村民税所得割額（100円未満切捨て）の合算額で判定します。